

議案第70号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月17日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を  
改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月世田谷区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項に規定する条件附採用」を「第22条に規定する条件付採用」に改め、同項第5号中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。